

文法 — 理論・現代語 —

川端善明

四二輯展望、橋本四郎氏（「文法」の項）の「文論、文章論への傾きが次第に顕著になっていくことが認められる」という総括は、三十五・六年度にも大体引き継ぐことができる。つけ加えるならば、文法論の単位を「文」よりも具体的に大きなところ（例えば「発話」）から括ってくるというような試みが、（何も三十五・六年度に始つたことではないが）進んできたことを挙げることもできる。それは、対象として語言葉が、方法として構造主義言語学のそれが盛んにとりあげられたことの結果である面が大きい。語言葉については、それが生々しく第一資料だから、という漠然とした常識的な立場規定から、直接的な観察対象の、観察しうるすべてを網羅してみようということにまで動いてきているはずであるし、とすればそれは構造主義の言語観方法論に連結する。そして、構造主義言語学はもう紹介の段階を過ぎようとしている。

四九輯に始る新しい展望の形式を、年度における研究の、大局的な動向の記述にあてるべきものと、私は理解する。

二 構造主義

構造主義の言語学が紹介され出したのは、英語学の方は勿論、国語学の方でも、もう最近のことではない。教育面や方言の記述にそ

の方法が適用され出したのさえ、ここに扱っている年度より以前に属する。ここには更に、国語学の方法そのものに構造主義理論を適用する、或いは構造主義的に考えてゆくことが試みられてきた。その内容は既に前年度以前に属するが、服部四郎『言語学の方法』の刊行があったし、「国語学」四七輯の特輯「国語学と構造言語学」もまたそういう動向の反映であろう。収める三つの論文は、対象も異なるけれど、構造主義への身構もまたそれぞれに異なって興味がある。安井稔「記述の方法」は音素・形態素という二つの単位の説明を通じて、記述ということ及び記述言語学の態度を概説し、言語学一般の中でその位置を明かにしようとし、日野資純『形態素』の記述について「Bloomfieldの形態素分析を紹介し、それを日本語の morphology に応用しようとする。そこにも既に異りがあるが、紹介や応用としても今求められているのは、同時に論者の批評が成立しうる程の距離を具えていることであろう。……「linguistic」のような所謂「語尾」を bound form とすることにすべつての構造主義者が一致していても、冠詞や前置詞の類を bound form とするか free form とするかには、人による違いがある (Hall, Jr. は前者の立場をとるが、Nida・Fries・Bloch は後者のし)。所論の対立にあらわれたところは目につき易いが、実は言うまでもなく、意味に機能的な規定を積極的に取り去り、取り去らざるを得なかつた外形主義の方法論が、もう一度規定する必要に迫られた時、形態

機能的にいかに異するか、ということ全体の問題である。Bloomfield自身に規定の明瞭でないものもある。Free form・bound formを独立・非独立と規定するのも、幾つかの解釈を許さないほど明確な規定ではない。応用へ引き継いでゆく紹介にはもっと徹底した紹介者の解釈があつてよいのではないか。応用の段階においても（応用ということ自体いづれ一つのエスキスであつても）例えば、助詞類を bound form とするか否かに形は変わつてもやはり問題が残る。『文』や『文節』を成している『自由形式』は『統語論』の分野だ、と、伝統的な用語で規定されるころはその通りだが、「最小自由形式」の「最小」を、構造主義の用語で「他の『自由形式』がその要素としてはいっていない」の意味に規定されると、「最小自由形式」即ち「単語」には所謂「語」のほかに、bound form たる助詞類がその要素としてはいった「文節」（例えば「山に・夏は」など）も含まれてしまうという矛盾が生じる。論者は冠詞や前置詞をどう解釈されるのだろうか。というようなことはどうでもいいのだが、それらへ関連をもつが故に、Bloomfieldの形態論の適用に関する論者の解釈ももっと語られていいのではないか。それは、構造主義の方法に賛成するか反対するかの以前のことである。安井氏の説得性のある表現を借りると、一般に「構造主義的な文法の中に、伝統的な文法で扱われている事からの相関物を常に求めようとすることはあまり賢明ではない」であらう。一々挙げないが英語学の人のものに好個の参考書がある。たしかにまだ、英語について説かれた方がわかりやすい。

三 文の成立

文の成立に関連するものは、陳述論としてあらわれる。陳述論が陳述の所在を終助詞・或る種の助動詞にのみ認めて一言いかえると完結ということに関してのみ陳述の語が用いられて落着したかに見

えてから、もう何年にもなる。陳述の概念が広く一般に変わつてしまつたのなら、別の語で統一を説く必要があつたし、そうでなければ訂正意見が出てよいのであつた。桑田明「言語における主体の作用について」『国語学40』は、陳述という語にこめる人さまざまの内容を整理し、「客体的」表現内容と「主体的」表現作用とを明確に区別し、陳述の概念を解消しようとする。「ききてめあて」といったものが文のきめてにならないとする結論の一つは絶対的に正しいであらう。完結としての陳述が説かれる時でさえ、判断作用の完結が言われるより、更に他の要素がつき得ないという現象的形態が言われていたのであるから。しかし、表現内容と表現作用―語法的に言えば森重敏氏の「対象の意味」と「作用の意味」にまでつながるはずのものとの区別は、桑田氏においてなお明瞭ではない。原理的な次元では森重氏の「全体者」「作用」「陳述」などの概念への誤解がある。文の展開に「増加」という概念が用いられるような、言語観自体に還されるべき問題点もあるが、森重氏の『日本文法通論』に対する論者の書評に、今では既に森重氏からの反論もある。中心となつて判断の詞的内容への言及に関しては、表現の「背後」にあるとして区別される「断定」「認定」作用の論理構造はどう異なるのだろうか。異りを説かねばただ概念を増しただけのことになるし、説けば一つに解消されないだろうか。大久保忠利「陳述論(一)」『東京都立大日本文学報25』はこれまでの陳述論を整理し、「建設的・生産的な要素を引き出して」、「現代日本文法論の統一と確立」という大前掲にプラスしようという意図を掲げた、その一で、山田孝雄博士における「陳述」「統覚」の概念とその用語法を、(部分的に時枝誠記博士の説と対比しながら)細かく検討する。全体的な紹介(或いは批評)は勿論統稿をまたねばならないが、山田文法の再検討ということ、それ自体、建設的で生産的であらう。そして、次のことだけはつけ加えておける―たしかに「陳述」「統覚」の用語

法は山田博士において、細かく見るほど混乱している（次に述べるような概念規定が可能でありながら、「陳述」の語が「統覚」の語の領域を犯すことがある）。にもかかわらず、「統覚」を觀念の世界における概念とし、「陳述」を言語の世界における概念と規定する、と見得るに充分な表現がなされていること、また、觀念と言語の二つの世界をむすぶものとして、「呼格」「述格」という「絶対的な位格」が規定されていること（博士の言葉で言えば従って、この二つの絶対的な位格が「次下の相対的な位格と異なる点」こそ、それが「言語」という形式においては認められることなき）理由なのである。「格」という語の共通から、呼格・述格を常に主格や対格と同列に考えるのはナンセンスで、それは第一義的には、体言という言語的あり方、用言という言語的あり方自体についての位格なのである。なお、博士の「喚体」「述体」もここから考えることができる。更に陳述については、「この *content* の内面即ち陳述の力ということに、は実に主位觀念と賓位觀念との対比ということ、それ全体に対して、存立するものにして、単に主位觀念に対しての存在にあらざるは明かなり」という意味明瞭な規定があること（陳述のノエシ的な作用面と、それに対応的に成立するノエマ的な内容面とがここに説かれている）などにおいて、山田博士に還ることが陳述論の新しい展開になるのではないかと。

文の認定は陳述論と裏むきにつながっている。陳述がラングの文において問題になるのに対して、文認定はパロルの文の問題だからである。大石初太郎・宮地裕・飯豊毅一・吉沢典男「話しことばの文型(1)」(『国立国語研究所報告18』)の「文の認定について」(担当宮地氏)は、文という単位を定める基盤に「言語意識」「文法体系」の二つを置き、「理論上・文法論上の文の規定と、個別的・具体的な文の切りとりかたとを、相関的に、考えうる限り厳密に、調和させる努力」を払うこと、つまり裏むきのつながりを徹底的につきと

めることを意図している。勿論これは、総合文型の試みという目的があつたことだが(純粹に文法論上のことでは、具体的にどこで文を切るかなど大した問題ではない)、構造主義風に外形としての音声を優先させることに走らない限り(そしてそれを論者は優先させていない。文の切りかたに関する発音上の事実が排他的に存在するか否かは、まだ疑問であらう)、採りうる唯一の方法かと思う。文を「陳述を負う述語また独立語1つを持ち、社会習慣として、ひとまとまりの意味をあらわして言い切ることば」とする規定も、具体的な現象形態へ直接的に結びつくことの要請されているこの種の仕事では妥当な規定である。ただ、「陳述を負う述語」という表現の「陳述」が、陳述論の帰趨のままに完結の陳述そのものだけを指すのか、述語であることの陳述、山田博士風に主賓のノエマの構造の統一をも意味するのかわ明かでない。後者であれば、問題になっている「ソウ ソウ」「イキマス イキマス」なども、宮地氏の決定された「ソウ。ソウ。」「イキマス。イキマス。」以外に、同時に原理的には等しく「ソウ、ソウ。」「イキマス、イキマス。」が成り立ち、その選択は、目的である文型記述の、操作上の便利さからのみ決定されることになるのではなからうか。

四 文の構造、再び構造主義

統覚に出發する文論に対して、統覚作用を否定し、文を思想の分解作用によって成立された言語表現と規定する浅野信(『日本文法学』の「文」(『国学院雑誌』61/4)がある。言語が分節的な表現であるというだけのことなら極めて当然のことであるが、ここではそうでなく、思想(觀念)を既に与えられた一体的な成体と見て、これの言語への対応を分解と考える立場である。しかし、統覚という概念が全き意味で用いられる時、統覚の結果としての思想(觀念)こそたしかに一体的な成体ではあるが、統一の前提的条件とし

て、対立するものの対立が常に考えられていなければならない。言いかえると、知られるべきものはそれ単独には知られえないという、二項対立的な認識の構造を否定できない。浅野氏の説はそれにどう結ぶであろうか。思想（観念）の一体性は、文法論の基礎単位が判断としての成体な「文」でしかないことに対応し、浅野氏の所謂「成分」の「相對關係」としての文の構造分節の原理的な契機もまた、判断そのものにある。思想（観念）という語に一体的な成体として与えられるというニュアンスがつきまとうなら、その認識構成という語におきかえてもよい。認識と言語とは言わば連続的な対応にあらわれるのであって、分解という概念が指す鏡の逆写し、対称図形の対応にあらわれるのではないであらう。

文の構造は、『国文学』5ノ9、特輯「文章論の総合探求」に扱われている形のもののほかに、前記『話しことばの文型(1)』(林四郎『基本文型の研究』、長田久男『書きことばの文型』(京都教育研究所)のような、文型の試みとして扱われたものがある。『話しことばの文型』は、従来の文型論が表現型・構文型・語の使い方の型の三つに、連絡なしに別れていたことへの批判として、表現意図・構文の型・イントネーションの型の総合により話しことばの文型をとらえようとする。言わば従来の表現型・構文型を総合的に再編成として、結果的には語の使い方の文型をも併せ記述するわけである。「表現意図」(担当宮地氏)は、従来形態上の分類としてなされていたものを、表現意図として一つつまり意味論の問題として見なおされた新しい試み(ここに始めて発表されたという意味ではない)で一般的表現意図がことばの形式(主として文末の)へ社会習慣として対応することの分類としては、現在最も詳しくであろう。「構文」(担当飯豊氏)では、文末述語に直接的に關連する文(連文)節(「一次の節」と呼ばれる)がどのような格關係をもって組合わされているか、という観点から記述される。格的要素への分析と対応

して文末述語の中心の品詞が重視され、その品詞名を負う文の種類わけが全体の基礎にある。林氏は文型を「全体文型」「局部文型」にわけられる。前者は文の線条性を重視した構造型分類で、文頭に關する「起し文型」、句・格關係に關する「運び文型」、文末に關する「結び文型」の連続としてとらえられる。従来文章論の問題とされていた文と文との接続が「起し文型」としてとらえられているところに大きな特色の一つがある。長田氏はまず、文を文節・連文節の単位に、断正文節と直接關係を保つ限り何次にも分析される(その結果は単線型と呼ばれる)。構造主義に所謂「 n 」の分析を断正文節との直接關係の下にのみなす体のものである。次に、従属句の同様の分析を並行し(複線型)、単・複の型とその分析の次数、及び断正文節の体言型・用言型の別から文型を記述する。特色は、一次…… n 次の分析によって導かれる「係」「受」の、その前者の形態と機能を次数の全關連で整理しようとしたところで、これは林氏の「運び文型」をもっと組織化する意味をもつ。文法論の興味から言えば、これらを通じて、文型の試みであるが故の是非も無い限度を感じる。それは語法性の切捨てである。飯豊氏のある種の構造分析と宮地氏のある種の表現型分析が、綜合されると M. Reiffa の「Sachverhalt + Stellungnahme」公式が思惟次元への相關を求めたのに似ながら、既存の枠にはめ(飯豊氏)、現象的な聞手「左右され(宮地氏)ざるを得ないこと、林氏では、「注ぎの相」と「くくりの相」の転換のような文法論的にも興味のある指摘がある一方、「結び文型」を四つの段階として把握し、直接的に外形に結びつきを求められたこと、などである。長田氏では文の線条的な把握が極端になる。宮地・林氏が直接的には文末にしか認められなかった「表現意図」を、「係」の語形—具体的には格助詞・接続助詞にも「段階的・部分的な表現意図」として認められるのは、その概念を更に説明しなければただの図式になる恐れがある。

文型の試みが教育上の目的のためになされたことは以前からあるが、文法論上の目的をもって試みられたのは比較的最近のことである。そこに、たとえ分析の方法そのものが引きうつされていなくても、構造主義の傾向が与えた影響はないだろうか。という意味からも、構造主義から始めた本稿のせめてものまともりのためにも、もう一度構造主義をとりあげてみたい。南不二男「文論の分析についての一つの試み」(『国語学』43)、同「構文論」(『国語学』47)は、構造主義の方法で syntax を考える、応用というよりずっと実践的な色彩の濃いものである。後者は、substitution・immediate constituent の分析・transformation を日本語の中で実践し、同時にその操作的な性格を説明する。前者は、substitution の実践を基本として、文を、構造主義の「句」「節」の組合せとして説く。句や節の

「完結形・続き形」は endocentric・exocentric の考えに似ているように思うが、それなら、或る意味で退屈な「C」分析より方法的拡がりがありそうである。つまり、三上章氏風の問題提起はできるし、現によく似ている。例えば、節・句の内部を、付属的な「従項」と中核的な「主項」にわけ、「私ノ ウチ」「オーイ 中村君」などを等しくその二つに分割・分属すれば、たとえ二義的に「私ノ」「オーイ」の差を認め得ても、結局は程度量的な違いに落ち着かざるを得まい。そうして出来るのは、語法性を完全に無視した上に立つシntaxクスである。形を扱うことは、扱うこと自体をもって客観的でも科学的でもない。質的内的な客観性の自覚を、「客観的」と規定することを自ら要請されるかされないかには、言葉の学問の究極がかかっているであろう。